

平成 15 年 9 月 3 日

財団法人財務会計基準機構  
企業会計基準委員会  
委員長 斎藤 静樹 殿

日本商工会議所  
東京商工会議所  
会頭 山口 信夫

### 「固定資産の減損会計に関する要望」

去る 8 月 1 日、企業会計基準委員会より「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（案）」が公表され、減損会計の適用に向けた準備がさらに進められております。当所といたしましては、本年 5 月にとりまとめた「長期保有有価証券の会計基準の変更に関する見解」でも主張しておりますように、減損会計をこのまま我が国に導入することについては、以下の諸点から強い疑念を有しており、仮にデフレが解消されないまま減損会計が予定どおり 2006 年 3 月期から導入されることにでもなれば、我が国の企業ひいては経済に極めて大きな打撃を与える恐れがあると懸念しております。

つきましては、ここに改めて減損会計の導入に関しては慎重かつ多面的な検討を行うよう要望いたします。

本趣旨の実現につき、ご高配賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

#### 1. 固定資産の評価方法としての減損会計の妥当性に疑問があること

ゴーイングコンサーンとして長期的に安定した事業活動を行おうとする企業において、固定資産には直接キャッシュフローを生みだすための重要な資産もある一方、研究開発、福利厚生など直接的にはキャッシュフローを生まないが事業の将来性や良好な労働環境を確保するために保有する資産もある。これらの中長期的に所有することにより、企業の多面的な事業活動が可能になることからすれば、固定資産を一律にしかも一時的な外部環境の変化など、短期的要因によって評価することには大きな疑問がある。

公表された減損会計の適用指針によれば、減損の兆候の認識は固定資産を比較的短期の視野から評価するものであり、長期にわたり直接または間接的に事業の用に供される固定資産の性質上、評価方法としての妥当性に疑問を抱かざるを得ない。

また、減損損失の認識においては、資産または資産グループが生み出すキャッシュフローを将来年度にわたって、合理的に見積もることが要求されているが、これらは不確実性を有する将来予測を前提とした試算方法であり、企業の資産の現在価値を正確に測定することは至難と言わざるを得ない。

また実務の上からみた場合、将来予測を伴うだけに資産鑑定にも似たこれらの作業を支障なく行うことが可能かどうかという点にも大きな不安がある。

## 2．減損会計はデフレを加速すること

減損会計の導入は、土地等の不動産価格の下落を損失計上に直結させ、企業の損益に大きな影響を与える。このことは、特にデフレ傾向にある経済のもとでは、企業が固定資産を保有することのリスクを高め、資産の処分を促し、ひいては資産デフレの更なる加速に繋がる可能性が強い。

しかしながら、現段階においては減損会計が適用された場合に、企業の決算や不動産市場にいかなる影響を及ぼすか、ひいては日本経済にどれだけのインパクトを与えるかについてはほとんど検討、検証されていない。また、デフレ下においては、減損会計を採用した財務諸表が企業の業績を実態以上に悪く見せ、また、それが不況感をより煽る結果を招きかねない。

これは、企業経営の実態を正しく表示し、経営の健全化に資そうとする会計制度の本旨にももともとのものであり、減損会計の導入は極めて危険である。

## 3．法人税法上、減損損失の損金算入が認められていないこと

現行の法人税法においては、減損会計の適用による減損損失の損金算入が認められておらず、企業会計上で減損損失の計上が強制される一方で税負担は軽減されないとなると、税務会計と企業会計との二重計算による過度な実務負担の増加が懸念される。また、固定資産を売却して実現損失として損金算入するほうが税制上有利となり、各企業は減損対象の固定資産を処分することを急ぐであろう。買い手がほとんどいない現状でそのような状況になれば我が国の不動産市場は機能しなくなる惧れがある。

したがって、減損会計導入に伴う税法上の手当ては不可欠であり、それらの手当てが明らかになっていない段階での適用は、企業に負担を強いるだけでなく、無用の混乱を招くものである。

(追 記)

1. 企業会計基準委員会では会計基準の国際化という名の下、日本基準のドラスティックな見直しを進めており、長期保有有価証券等についても時価評価を導入した。しかしながら、長期保有有価証券の時価評価を導入しているのは米国のみであり、しかも米国では事業会社も銀行も基本的には他社有価証券を保有していない状況を見ると時価評価の弊害は事実上顕在化せず、日本とは異なっている。

一方、2005年から導入予定といわれる欧州では未だに導入の是非について議論が紛糾しているという現状をみれば、これが決して国際的に普遍的なものでないことは明らかである。減損会計の導入に関して同じような轍を踏むべきではない。

本来、企業ひいては日本経済の命運を左右しかねない重要な制度である会計基準の制定・変更にあたっては、会計制度に知悉した専門家がリードしている同委員会自らがその制定・変更が企業にどのような影響を与えるかを十分に考慮し、かつ国際的動向と国民経済への影響の双方のバランスを常に念頭において検討を行うべきである。

2. 今回の「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(案)」は、重要な案件であるにも拘わらず、パブリックコメントの募集期間が僅か1ヶ月であったため、指針(案)を十分に検討する時間がなかったことは、大きな問題である。各方面に重大な影響を与える指針(案)であるからには公開期間を最低3ヶ月とすべきである。

以 上